

犯罪被害に遭遇した際の措置

連絡先及び措置

緊急時

(現に目の前で犯罪が行われ、または行われようとしている場合)



国家警察 Policia Nacional に104番通報する。
(日本の110番通報に相当)

犯罪被害に遭った後の届出



被害届受理センター-Centro de Recepcion de Denuncia
に連絡する。

カリドニア地区の検察庁 (Ministerio Público) 庁舎
内に所在する24時間対応の窓口(西語、英語対応可)。
Tel 507-2921または507-2922

- ・ 本人が届出を行う。
- ・ 身分証明書(旅券等)を持参する。
- ・ 各警察署でも被害届の提出は可(スペイン語のみ)。
但し、発生場所によっては本部で受理される場合がある。
- ・ 被害届提出後、書類の写しを受領し、受理番号を控える。
- ・ 身分証明書(旅券等)の遺失届も受け付けている。